令和８年第９回　新座市教育委員会　定例会

会　　議　　録

招集期日	令和８年９月２８日午後３時	場所	本庁舎３階３０１会議室
開閉日時及び宣告者	令和８年９月２８日午後３時　開会	宣告者	金子　廣志
	令和８年９月２８日午後３時３５分　閉会	宣告者	金子　廣志
教育長	金子　廣志		

	議席番号	氏　名	出･欠	議席番号	氏　名	出･欠
委員	1	小泉哲也	○	2	宮瀧交二	○
	3	児玉裕子	○	4	荒井晃子	○

出席職員	①教育総務部長	○	②教育総務部副部長兼生涯学習スポーツ課長	○	③教育総務部副部長兼教育総務課長	○
	④中央公民館長	○	⑤中央図書館長	○	⑥歴史民俗資料館長	○
	⑦学校教育部長	○	⑧学校教育部副部長兼教育支援課長	○	⑨学務課長	○
	事務局　教育総務課副課長　生田目、教育総務課主事　野口					

会議事件名	発言者	発言の要旨
開会	教育長	令和８年第９回新座市教育委員会定例会を開会する。 午後３時００分
会議録承認	教育長	令和８年第８回新座市教育委員会定例会の会議録の承認について質疑はあるか。
	各委員	承認
	教育長	令和８年第８回新座市教育委員会定例会の会議録は承認された。
	教育長	令和８年第３回新座市教育委員会臨時会の会議録の承認について質疑はあるか。
	各委員	承認
	教育長	令和８年第３回新座市教育委員会臨時会の会議録は承認された。
議案第３８号	教育長	議案第３８号「新座市立小、中学校職員服務規程の一部を改正する規程」について、学務課長から説明願う。
	学務課長	議案第３８号について説明する。 「シニア海外ボランティア」の名称が「シニア海外協力隊」に変更されたことに伴い、服務規程第１７条の１２関係、別表第１３の７「自己啓発等休業承認申請書」における「シニア海外ボランティア」の表記を「シニア海外協力隊」に変更するものである。
	教育長	御意見等あるか。 なければ議案第３８号を承認としてよいか。
	各委員	承認
	教育長	議案第３８号を承認する。
諸報告	教育総務課長	教育総務課から１件報告する。 ①配布資料のとおり「新座市陸上競技協会」から申請

		のあった「第３６回新座市陸上競技選手権」外６件の事業に対して名義後援の承認を行った。
	中央図書館長	中央図書館から１件報告する。 ①令和８年度図書館要覧を配布した。 この要覧は、新座市立図書館の概要及び基本的な統計のまとめとなっており、令和７年度の図書館資料の所蔵状況や利用状況、年間の講座等の実施状況等を掲載したものである。参考にご覧いただきたい。
	学務課長	学務課から１件報告する。 いわゆるカスタマー・ハラスメント対策等については、昨年６月に公布された「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律」により、令和８年１０月１日から、事業主に雇用管理上必要な措置義務等が新設される。 改正法を踏まえ、厚生労働省において、雇用管理上講ずべき措置等について適切かつ有効な実施を図るために必要な事項を定めた「事業主が職場における顧客等の言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針」が制定された。カスハラ防止指針は、各学校を設置する教育委員会にも令和８年　１０　月１日から適用されることとなる。 このことを受け、「新座市立小中学校におけるカスタマー・ハラスメントの防止等に関する要綱」を制定した。 また、「新座市立小中学校におけるカスタマー・ハラスメントの防止等に関する要綱」の運用についての通知において、学校におけるカスタマー・ハラスメントの定義や校長や教職員の責務、ハラスメント発生時の具体的な対応方法について、各校に通知する。
	教育支援課長	教育支援課から６件報告する。 ①はじめに、「令和８年度全国学力・学習状況調査の結果について」報告する。 本調査は、令和８年４月２３日（木）に、小学６年生と中学３年生を対象に、全国一斉に実施された。今年度は、小学校で国語、算数、中学校で国語、数学、英語の調査が実施された。なお、中学校英語の調査については、一人一台の端末を活用し、ＣＢＴで実施されたことに伴い、結果については、１００％を上限とした平均正答率ではなく、５００を基準としたＩＲＴスコアで表記されている。 新座市の今年度の結果については、資料「教育支援課諸報告①」に示している。 小学校については、平均正答率や平均正答数の状況か

		ら、国や県とほぼ同程度の学力であると分析することができる。調査教科の各領域や評価の観点に注目してみると、国語では、知識・技能のうち、言葉の特徴や使い方に関する項目、思考力、判断力、表現力等のうち、話すこと・聞くことの力に強みがあることがわかった。 一方、全国の平均値は上回っているものの、他の領域と比べると正答率が振るわなかったのは、読むことの領域である。今年度は、「心に残った文章について考えたことをまとめる」言語活動が設定され、「『苦手』と『嫌い』」というエッセイを読んで、自分の経験と結び付けてまとめる問題が出題された。 算数で唯一全国の平均正答率を下回ったのは図形の領域で、同じ形の箱を４箱まとめて紙で包み、１つの直方体の荷物にして送るときの、まとめ方による送料の違いについて考える問題などが出題された。 一方、百分率で表された割合と比較量から基準量を求める問題や、単位量当たりの大きさを求める式の意味を理解する問題など、算数でつまずくことの多い「変化と関係」の領域では、全国の平均正答率を上回る結果となった。 また、「先生は、授業やテストで間違えたところや、理解していないところについて、分かるまで教えてくれていると思うか」との質問調査に「当てはまる」と回答した児童、生徒の割合が全国平均を上回っていることから、個々の学力に応じた丁寧な支援が成果につながったものと捉えている。 中学校については、これまで全国の平均正答率に達しない状況や、学校間格差が大きい状況を課題として報告していたが、今年度は、国語、数学、英語ともに全国の平均正答率を上回るとともに、国語、数学では全国の平均正答率を下回る学校がなかったことから、学校間格差も解消されてきていることがわかった。また、「知識・技能」と「思考力・判断力・表現力」がバランスよく全国の平均値を上回るようになったことが授業改善の成果として挙げられる。 国語では、小学校同様、「話すこと・聞くこと」の領域で特に全国の平均正答率を上回った。今年度の問題は、合唱コンクールに向けて設定した学級の目標を達成するための課題についてアンケートをとり、その解決のために出された意見をタブレット端末上で共有しながら話し合っている場面が出題されたが、学習端末を効果的に活用したこのような活動が各中学校で普段から行われるようになったことから、自信をもって自分の考えを解答できたことが結果につながったと考えられる。 数学では、「データの活用」の領域で特に全国の平均正答率を上回った。実際に出題されたのは、自分たちの

		学校の生徒の睡眠時間の特徴について調査したことを度数分布表や箱ひげ図などを使って分析する活動場面だったが、タブレット端末を効果的に活用して多様な視点で考える習慣が普段から身についていることが成果につながったと考えられる。 　小学校、中学校とも、タブレット端末や電子黒板、授業支援アプリ、ＡＩ型学習教材等、本市の学習環境を活かした授業が当たり前となり、学力向上につながっている。今後は、本市の強みを生かした課題の克服や、デジタルとアナログそれぞれのよさが生きる授業づくり、児童生徒が自身の特性や関心に合わせて主体的に学習に取り組むための多様な選択肢の提供等を意識して学校を指導していく。 　②「令和８年度埼玉県学力・学習状況調査の結果について」報告する。 　県の調査は、小学４年生から中学３年生までの児童生徒を対象に、５月１１日（月）に実施した。今年度も、学習端末を使ったＣＢＴで、小学生は国語、算数の２教科、中学１年生は国語、数学の２教科、中学２年生、３年生は国語、数学、英語の３教科について調査が実施された。今年度の本市の結果については資料「教育支援課諸報告②」をご覧いただきたい。 　本調査は、学力のレベルを１から１２の１２段階に分け、それぞれのレベルをＡ、Ｂ、Ｃの３段階に分けて測定することで、児童生徒一人一人の学力の伸びを確認することができるのが特徴である。数値が大きいほど学力レベルが高く、各レベルではＡ、Ｂ、Ｃの順に学力が高いことを表している。 　平均正答率に注目してみると、全ての学年、教科で県の平均値と同等の結果であり、平均的な学力であると分析することができる。 　学力レベル、昨年度からの学力の伸びについても、県の平均値と概ね同等の結果だったが、学力を伸ばした生徒の割合について、県の平均と比較すると中学２年生が奮わない結果であったことは、昨年度から引き続きの課題となっている。小学校、中学校それぞれのステージでの学び方を尊重しながら、中学校に進級してもどの子も安心して学習に取り組み、確実に学力を伸ばし続けることができるよう、小中の連携をさらに強め、授業改善を充実させていく。 　なお、質問紙調査からは、「学校の先生たちは自分の悩みの相談にのってくれたか」という質問や、「学校の友達は自分のよいところを認めてくれたか」という質問に、「のってくれた」「認めてくれた」と県平均以上に回答している学年が多いことから、多くの児童生徒が教員や友達と良好な関係を築き、学校生活を送っているこ

		とがわかった。質問調査の回答から課題として挙げられるのは、「学校生活に対してやる気があったか」「難しいことでも失敗をおそれないで挑戦しているか」「将来の夢や目標をもっているか」といった質問に対して自信をもって肯定的に回答している割合が県の平均と比較すると少なかったことである。個に応じた丁寧な支援を継続しながら、子どもたちが自ら考え、試行錯誤して課題を乗り越える場面も大切にして、自信をつけることができるよう学校を支援していく。 ③「令和８年度のコンクール等受賞者について」報告する。 資料「教育支援課諸報告③」には、本日までに受賞した児童生徒を示している。 埼玉県硬筆中央展覧会では、東北小学校６年生の小川愛莉さんが、埼玉県書写書道教育連盟賞を受賞し、６月に和光市で開催された中央展に作品が展示された。その他の受賞結果については資料をご覧いただきたい。 今後も各コンクールの結果が確認でき次第、報告する。 ④「令和８年度　学校総合体育大会　関東大会、全国大会の出場者及び結果」について報告する。 資料「教育支援課諸報告④」を御覧いただきたい。 今年度も、多くの種目で関東大会出場を果たし、卓球男子団体、体操競技、陸上競技については全国大会にコマを進めることができた。各競技の結果については資料をご確認いただきたい。 ⑤「令和８年度　長期欠席児童生徒調査」について、１学期までの結果を報告する。資料「教育支援課諸報告⑤」をご覧いただきたい。 小学校については、病気を要因とするものは昨年度同期から２名減っているが、不登校を要因とするものについては１名増の状況である。不登校の様態としては、無気力・不安・抑うつ等が最も多く、その他学校生活に関するもの、家庭生活に関するもの、と続いているのは昨年度と同様の傾向である。 中学校の長期欠席生徒数は、昨年度から５名増の１５２名である。不登校を要因とするものは１名増の１２９名で、令和６年度が１３１名、令和７年度が１２８名であったことから、高止まりの状況にあると言える。不登校の様態としては、やはり無気力・不安・抑うつ等が最も多いのは小学校と同様であるが、中学校は昨年度の６８名から２０名増加しているのが小学校との違いと言える。 本市の不登校対策としては、学校に行きづらい児童生徒の居場所として、ふれあいルーム、とことこぷらすのへや、ムササビルームといった教育支援ルームを設置している。また、学校には行けても教室には入れない児童

		生徒の居場所として、校内支援ルーム（通称ＰＩＴ）の設置を進めているところである。今年度は、校内支援ルームのスタッフを市費で第四小、池田小、新開小の３校に配置し、県費で片山小、陣屋小に配置しているが、教室に復帰できた児童の報告もあり、一定の成果が確認されている。スタッフの配置がない学校の校内支援ルームは、各校の教員が時間割等を工夫して子供たちの支援に当たっているが、やはり子供たちの心理的安全を保障する場として機能している。現在、小学校１０校、中学校５校に校内支援ルールが設置されているので、今後も積極的に設置を進め、多様な子供たちの居場所づくりを推進していく。 ⑥いじめの重大事態に係る調査の現況について【非公開】
	教育長	学務課から報告のあった「新座市立小中学校におけるカスタマーハラスメントの防止等に関する要綱」についてであるが、新座市が進めているカスタマー・ハラスメントの基本方針とのすり合わせは必要ないのか
	学務課長	内容を確認したが、大きく趣旨等が相反し、整合が取れないような内容の記載はなかった。今回、本要綱については県立学校との要綱の整合を図っており、どちらかというと学校におけるという部分で策定したものである。このあと学校における対応マニュアルの整備を求めるものとなっているので、これに関してはガイドライン等を追加で策定する必要があると考えている。今後検討していく予定である。
	委員	同じ要綱に関して、いくつか質問がある。 始めに、１０月１日から施行とされているが、教職員は研修等があると思う。保護者あるいは一般市民にも関わってくると思われるが、どのように周知するのか。 ２点目は防止推進員を２名指名することになっているが、当然学校の中から指名すると思う。指名は校長が行うという認識でよろしいか　。 ３点目はカスタマー・ハラスメントが認められた場合のその後の手続きの中の一つとして、退去命令等があると思うがそれは誰が行うのか。校長なのか委員会なのかそれ以外の方になるのか。
	学務課	１点目は保護者への周知という御質問だが、新座市ではカスタマー・ハラスメントに関してこれに類するような問題にかなり苦慮している実態もあり、実はこの要綱を制定する前の早い段階で校長会で既に保護者への協力のお願いを配布している。 今回はこの要綱を制定したことに伴って新たに周知する必要があるため、この後ガイドラインの策定と併せて検討し、今年度中には何らかの形で保護者の皆様に周知

	委員	を行う方向で検討を進めていく。 ２点目の相談員の指名については、校長が行うものである。校長会でもこれについて指示する。 ３点目であるが、実際にハラスメント行為が生じているとなった場合に、例えば、一時的な退去命令を出すのは校長ということになる。当然それに至る過程で教育委員会への報告、相談を行う流れを構築して、学校が単独での判断で行うことがないように教育委員会としては支援していきたい。 最終的には校長の権限で行うという位置づけになっている。 市役所の窓口業務ではずいぶん前からこういう問題があって、対策を検討されていたと思う。相当いろいろな軌跡があると思うが、その辺のすり合わせについて先ほど教育長が質問された。 私も埼玉県で１６年仕事をしているが、接遇研修を受けているかどうかが大切である。そういうことをきちんとやっていないと正しい言葉遣いはできない。敬語の問題になってくるが、若い職員は苦手だと思う。「御報告いただきました件」とか先方を尊敬する場合には「御」をつけるが、こちらから回答する場合は本当は「御」をつけない。回答に「御」をつけるのではなく、「回答させていただきます」という動詞の方で尊敬を表すべきである。 新座市では初任者の採用時の研修とか係長研修とかそういう段階を追って定期的に研修をやると思うが、そういうところで接遇の研修はきちんと行っているのか。 ファストフード店で店員の側は「お持ち帰りですか」というが、客の方も「お持ち帰りでお願いします」と「お」をつけてしまうのをよく見かける。ここ１０年、２０年前から日本では言葉遣いが乱れていて、誰もおかしいと思わなくなっていると感じる。そういうことに対して、年配の方などがリアクションしてしまうのではないかと思う。窓口職員の言葉遣いがおかしいとか、挨拶がきちんとできるかどうかなどはハラスメント研修ではなく、もっと広い意味での接遇研修とかそういう中から気づかせるということをしないといけないのではないか。 マニュアル通りの言葉しか覚えられないアルバイトの子もいて、臨機応変に言葉を選べない。息子が小学生の時に飲食店に行ったら、「お会計は御一緒ですか。」と、聞かれたことがある。小学生が別会計なはずはないが、ケースバイケースで対応できない。 新座市での接遇研修はどのように行われているのか。。その辺を教えていただきたい。話の中身ではなくて言葉遣いの部分で大きな問題にならないようにすることが大事だと思う。

	学務課長	初任者研修の項目として含まれている。 ただ、接遇や保護者との対応については1時間の研修を受けてこれで完了するというものでもなく、日々のOJTで先輩教員や管理職から継続的な指導があって身につくものである。 学校におけるカスタマー・ハラスメントが行政の窓口と若干性質が異なるのは、簡単にシャットアウトできるものではないというところである。まずは保護者との信頼関係を築くところが目指すべきところである。一方的にハラスメント行為を定義して、それが起こった時に学校から締め出すという考え方というよりはハラスメント行為に至るような原因を学校側も作らないよう保護者からの相談に対する対応であったり初期対応の重要性といったところについては、研修で続けていく必要があると考えている。
	委員	市は窓口業務に関しても長い歴史があると思うがので、学校現場でうまく吸収できる部分については吸収していった方が良いと思う。
	教育長	要綱の第４条に「教職員は、カスタマー・ハラスメントを生じさせる言動をしてはならない」としている。この部分について徹底するには接遇研修を行う必要があるということである。 カスタマー・ハラスメントに当たるのは実際どういう言動なのかというのはここには書いていないが、ガイドラインで示すのか。
	学務課長	当然時代の変化であったり、社会情勢の変化に伴って新たに出てくるところもあろうかと思うので、ガイドラインで提示したい。実際に全国で頻発しているものとしては、担任の変更を要求するもの、年度途中のクラス替えを要求するもの、校則の即時変更を求めるもの等、合理的な要求の限度を超えたものが出てきている。 保護者周知のタイミングにおいては、保護者の方にもどういった行為がカスタマー・ハラスメントに当たるのか想像いただけるよう工夫する。
	教育長	最近、大学病院に行き、順番待ちをしていた際にモニターテレビに、以下の言動はカスタマー・ハラスメントに該当しますと出てきた。写真を撮ってきたが、例えば暴力、暴言、人格を否定する言動や過剰又は不合理な要求、電話等での拘束、わいせつな言動、それから長時間の居座り、付きまとい行為、SNS等で顔や名札を晒す、名指しして中傷するといったことがカスタマー・ハラスメントとして具体的にモニターテレビに映し出されていた。 何がカスタマー・ハラスメントに当たるのか周知する必要がある。
	学務課長	周知の仕方には工夫が必要である。学校から保護者に周知した時に例えば「面談時間を制限する」という部分

		が独り歩きして、学校が保護者との接触を拒んでいる、距離を置こうとしているというメッセージだと保護者に伝わってしまうのは本来の趣旨と異なる。 　正しく信頼関係を作って発展させるために、共通で目指していくものとしてある程度具体的な例も示していく方向で進めていく。
	教育長	ほかに何かあるか。
	委員	教育支援課からの学力・学習状況調査の報告を聞き、非常に成績が上がっていることと中学校間の格差が無くなってきていることはとても素晴らしいと思った。 　年に何度か他市町村の教育委員と集まる協議会があり、私たちも協議会に出席し、学力向上部会等に参加することがある。全国から来た教育委員が、自分の市の特色を説明している。そういった中で新座市が頑張っていて、新座市が成果として挙がっているということを私どもが話をするときに何か資料が欲しい。
	教育長	分析結果をまとめたものがある。教育委員の皆様にも配布したらよいのではないか。
	委員	電子データでもよい。全国からいらっしゃる委員さんは結構電子データで見られたりしている。私たちもアピールをしたいので、ダイジェスト版でいいのでいただきたい。
	教育支援課長	整理して電子データで配布させていただく。
	教育長	電子データではなくて、紙で渡した方が良いのではないか。皆さんにも知っておいていただきたい。中学校はすごくよくなっている。
その他	教育長	他に何かあるか。 　なければ、次回の会議日程を確認する。 　令和８年第１０回定例会を令和８年１０月２７日火曜日、教育懇談会終了後に中央公民館で開催する。
閉会	教育長	これをもって令和８年第９回新座市教育委員会定例会を閉会する 午後３時３５分

以上、会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するため署名する。

教　　育　　長

教育長職務代理者

委　　員

委　　員

委　　員

書　　記